**運営規程のイメージ（特定福祉用具販売）**

※黄色着色部分を適宜変更してください。これらの項目以外でも、必要に応じて記載してください。網掛け部分は留意事項です。

長野県庁特定福祉用具販売事業所　運営規程

　(事業の目的)

第１条　＊＊法人△△が開設する長野県庁特定福祉用具販売事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定（介護予防）福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員講習会修了者（以下「専門相談員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定（介護予防）福祉用具販売を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

２　　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　長野県庁特定福祉用具販売事業所

二　所在地　長野県・・・・・・・・・・・

　（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　専門相談員　常勤換算２名以上

専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整及び特定福祉用具販売計画の作成等を行う。

　（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から土曜日

ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

二　営業時間　午前９時から午後６時までとする。

三　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

　（福祉用具販売の提供方法、内容及び販売費用の額等）

第６条　特定（介護予防）福祉用具販売の提供方法及び内容は次のとおりとする。

一　専門相談員は特定（介護予防）福祉用具の販売にあたっては、利用者の身体の状況、利用者の希望、その置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な指定特定福祉用具販売の内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成する。

二　特定（介護予防）福祉用具販売にあたっては、特定福祉用具販売計画に基づいた適正な特定福祉用具を選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供するとともに、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状況に応じて福祉用具の調整等を行う。

２　　特定（介護予防）福祉用具販売において取り扱う種目は厚生労働大臣が定める全種目とする。

　　　（又は取り扱う品目名を以下のように記載

一　腰掛便座

二　自動排泄処理装置の交換可能部品

三　排泄予測支援機器

四　入浴補助用具

五　簡易浴槽

六　移動用リフトのつり具の部分）

３　　特定（介護予防）福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は、別紙料金表によるものとする。

４　　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う特定（介護予防）福祉用具販売に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。

一　通常の事業の実施地域を越えて１kmにつき　○○円

二　特別な搬入による場合　実費

５　　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意をする旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

　（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、○○市（＊＊地区・▽▽地区）、△△町、□□村の区域とする。**※市町村内で地区を限定する場合には具体的な地区名を記載する**

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第８条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　　前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

虐待防止のための規定については令和６年３月31日までは努力義務とされています

（その他運営についての留意事項）

第９条　特定（介護予防）指定福祉用具販売事業所は、専門相談員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後○カ月以内

二　継続研修　　年○回

２　　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　　事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から２年間（苦情・事故に関する記録は５年間）保存するものとする。

5　　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和　年　月　日から施行する。**※指定予定年月日又は改正年月日を記載**

☆この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、

記載の仕方やその内容は、基準を満たす限り任意のもので構いません。